

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（国の基準：第1章の2）

基準	対象	内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 1人以上は常勤の看護師、介護福祉士等であること。 その他は、利用者の処遇に支障がない場合、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有するものとする事が可能 専従（利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能であること） 午後6時から午前8時までの間は、施設等（指定短期入所生活介護事業所他10事業所）が併設されている場合に、当該施設の職員をオペレーターとすることが可能であること。 	従うべき
		定期巡回サービス	必要数	従うべき
		随時訪問サービス	提供時間帯を通じて、1以上	従うべき
		訪問看護サービス（※）	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5人以上（うち1人以上は常勤の保健師又は看護師） 	従うべき
			理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、実情に応じた適当数	従うべき
	計画責任者	上記従業者であって、看護師、介護福祉士等のうち1人以上	従うべき	
	管理者	専従かつ常勤であること（事業所の管理上支障がない場合は、他の職務等への従事可）	従うべき	
	設備・備品等		必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。	参酌すべき
			利用者が円滑に通報し迅速な対応を受けられるよう、事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備え、オペレーターに携帯させなければならない（ただし、事業者が適切に利用者の心身状況等情報を蓄積するため体制を確保している場合であり、オペレーターが当該情報を常時閲覧できる場合は、備えないことができる）。	参酌すべき
			利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーターに通報できる端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。	参酌すべき
運営基準（概要）	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、指定居宅介護支援事業所への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき	
	心身の状況等の把握	計画作成責任者による面接のほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき	
	指定居宅介護支援事業者等との連携	指定居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に、情報を提供する。	参酌すべき	
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	市町村に届け出ることにより、法定代理受領サービスとしてサービス提供を受けることができる旨を説明し、必要な援助を行う。	参酌すべき	
	居宅サービス計画に沿ったサービス提供	居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供する。	参酌すべき	
	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行う。	参酌すべき	
	身分を証する書類の携行	従業者は身分を証する書類を携行し、面接時、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する。	参酌すべき	
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	主治の医師との関係（※）	常勤の看護師等は、主治の医師の指示に基づき看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。	従うべき
		看護サービスの提供の開始に際し、医師の文書による指示を文書で受けなければならない。	従うべき
		医療機関が事業所を運営する場合には、サービス報告書の提出は、「診療記録」への記載をもって代えることができる。	従うべき
	定期巡回・随時対応型訪問看護計画等作成	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況と希望をふまえて、定期巡回サービスと随時訪問サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問計画を作成する。 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する。 この場合、計画作成責任者は、当該計画書を、利用を担当する介護支援専門員に提出する。 	参酌すべき
		計画作成担当者は、作成に当たり、計画の内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に当該計画を交付する。	参酌すべき
		計画作成後は実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。	参酌すべき
	同居家族への提供の禁止	従業者の同居家族である利用者にサービス提供しない。	従うべき
	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。 従業者が看護職員の場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行う。 	参酌すべき
	管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 計画作成責任者は、サービス内容の管理を行う。 	参酌すべき
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（事業所の効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が適切と認める範囲内で、サービスの一部を他の事業所等の従業者に行わせることができる）。 	参酌すべき
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。 設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。 	参酌すべき
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね3月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	指定訪問看護事業者との連携（★）	<ul style="list-style-type: none"> 事業所は、利用者に対して提供を行う指定看護事業者と連携をとる。 看護職員が利用者のアセスメントを行い、提供に当たって連絡体制の確保、介護医療連携推進会議への参加、必要な指導及び助言を行う。 	参酌すべき

（※）印は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の場合、適用除外

（★）印は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の場合、適用

2 夜間対応型訪問介護看護（国の基準：第2章）

基準	対象	内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	訪問介護員等の員数	オペレーションセンター従業者	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーターが1以上、利用者の面接その他の業務を行う者が1以上確保されるための必要数以上（利用者の処遇に支障がない場合は、利用者以外からの通報受付業務に従事できる） オペレーターは看護師、介護福祉士等をもって充てる（利用者の処遇に支障がない場合で、サービス提供時間帯にこれらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有するものとする）ことが可能。 	従うべき
		定期巡回サービス	交通事情・訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	従うべき
		随時訪問サービス	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障が無い場合は、定期巡回サービス等に従事できる。）	従うべき
	管理者	専従常勤（管理上支障が無い場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内の事業所、施設等に従事でき、日中のサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業所と一体的に運営するときは、訪問介護事業所の職務に従事できる。）	従うべき	
	設備・備品等	必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。	参酌すべき	
		利用者が円滑に通報し迅速な対応を受けられるよう、オペレーションセンターごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備え、オペレーターに携帯させなければならない（ただし、事業者が適切に利用者の心身状況等情報を蓄積するための体制を確保している場合であり、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、備えないことができる）。	参酌すべき	
利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布する（ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない）。		参酌すべき		
オペレーションセンター	通常の事業に実施地域内に1か所以上設置しなければならない（ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、設置しないことができる）。	参酌すべき		
運営基準（概要）	夜間対応型訪問介護計画の作成	オペレーションセンター従業者は（設置しない場合は訪問介護者）、利用者の日常生活全般の状況と希望をふまえて、定期巡回サービスと随時訪問サービスの目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。	参酌すべき	
		既に居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画の内容に沿って作成する。	参酌すべき	
		作成に当たり、計画の内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。	参酌すべき	
		計画作成後は実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。	参酌すべき	
	緊急時等の対応	訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき	
	管理者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 オペレーションセンター従業者は、サービス利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等の内容の管理を行う。 	参酌すべき	
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の訪問介護員等によってサービスを提供する（事業所の効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が適切と認める範囲内で、サービスの一部を他の事業所等の訪問介護員等に行わせることができる）。 	参酌すべき	
	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。	参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 ・利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、指定居宅介護支援事業所への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき
	心身の状況等の把握	計画作成責任者による面接のほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき
	指定居宅介護支援事業者等との連携	指定居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に、情報を提供する。	参酌すべき
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	市町村に届け出ることにより、法定代理受領サービスとしてサービス提供を受けることができる旨を説明し、必要な援助を行う。	参酌すべき
	居宅サービス計画に沿ったサービス提供	居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供する。	参酌すべき
	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行う。	参酌すべき
	身分を証する書類の携行	従業者は身分を証する書類を携行し、面接時、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
	同居家族への提供の禁止	従業者の同居家族である利用者にはサービス提供しない。	従うべき
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。 ・設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。 	参酌すべき

3 認知症対応型通所介護（国の基準：第3章）

基準	対象		内容等		類型
人員・設備基準（概要）	従業者	単独型・併設型	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯に勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数1以上確保 1人以上は常勤 	従うべき
			看護職員又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 専従で1以上（単位ごとに専従で1以上、及び提供時間帯に勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数1以上）確保されるための必要数 1人以上は常勤 利用者の処遇に支障がない場合は、他の単位の看護職員又は介護職員として従事可能 	従うべき
			機能訓練指導員	1以上	従うべき
		共用型	利用者、入居者、入所者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、各事業所、施設の人員基準を満たすために必要な数以上	従うべき	
	利用定員	単独型・併設型	単位ごとの利用定員：12人以下		従うべき
		共用型	施設ごとに1日当たり3人以下		従うべき
			事業者は、事業又は施設の運営について3年以上の経験を有する者	参酌すべき	
	管理者	単独型・併設型	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる 必要な知識、経験を有する者で、別に定める研修の修了者 		従うべき
		共用型	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる 必要な知識、経験を有する者で、別に定める研修の修了者 		従うべき
	設備・備品等	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備と備品等を備える。	食堂・機能訓練室	それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（食堂・機能訓練室は、広さを確保できる場合同一の場所とできる。）	参酌すべき
相談室			遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること	参酌すべき	
運営基準（概要）	心身の状況等の把握		利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。		参酌すべき
	認知症対応型通所介護計画の作成		管理者は、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、機能訓練等の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成する。		参酌すべき
			計画のとりまとめは、計画等の作成の経験者等が行う。居宅サービス計画が作成されている場合、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する。（介護支援専門員が望ましく、また、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修を修了していることが望ましい。）		参酌すべき
			計画は、提供に関わる従業者が共同し個々の利用者ごとに作成する。		参酌すべき
			作成に当たり、計画の内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。		参酌すべき
			計画に従ったサービスの実施状況と目標の達成状況を記録する。		参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の従業員によってサービスを提供する（利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない）。 	参酌すべき
	定員の遵守	災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 	参酌すべき
	地域との連携等	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、指定居宅介護支援事業所への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき
	指定居宅介護支援事業者等との連携	指定居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に、情報を提供する。	参酌すべき
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	市町村に届け出ることにより、法定代理受領サービスとしてサービス提供を受けることができる旨を説明し、必要な援助を行う。	参酌すべき
	居宅サービス計画に沿ったサービス提供	居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供する。	参酌すべき
	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行う。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
	緊急時等の対応	訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき

4 小規模多機能型居宅介護（国の基準：第4章）

基準	対象		内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	日中	通いサービス提供：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上	従うべき	
			訪問サービス提供：常勤換算方法で1以上（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは1人以上）	従うべき	
		夜間・深夜	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に当たる従業者：夜間・深夜の時間帯を通じて1以上 宿直勤務に当たる従業者：必要な数以上（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、宿直勤務に当たる者を置かないことができる） 	従うべき	
			宿泊サービスの利用者がいない場合：夜間・深夜の訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜勤を行う従業者を置かないことができる。	従うべき	
		従業員のうち1以上の者は常勤、1以上が看護師又は准看護師（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる）		従うべき	
		介護支援専門員	必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員を置く（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等のほかの職務に従事できる）。	従うべき	
	管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる）		従うべき	
		特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了しているもの（サテライト型は本体事業所の管理者が兼務可）		従うべき	
	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了しているもの		従うべき	
	登録定員・利用定員	登録定員	25人以下（サテライト型は18人以下）		従うべき
		通いサービス利用定員	登録定員の2分の1から15人までの範囲内（サテライト型は12人まで）		従うべき
		宿泊サービス利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内（サテライト型は6人まで）		従うべき
	設備・備品等	居間・食堂	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ	参酌すべき
			宿泊室	宿泊室の定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人）	参酌すべき
		宿泊室の床面積：7.43㎡以上（ただし病院・診療所である場合は、6.4㎡以上）		従うべき	
<ul style="list-style-type: none"> 個室以外の宿泊室の合計面積：7.43㎡×（宿泊サービスの利用定員－個室の定員）以上 プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間は個室以外の宿泊室の面積に含めてよい） 		参酌すべき			
家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する		参酌すべき			

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	心身の状況等の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき
	居宅サービス事業者等との連携	居宅サービス事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者・主治医等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に、情報を提供する。	参酌すべき
	身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービス提供にあたるものは身分を証する書類を携行し、面接時、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する。	参酌すべき
	居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成業務を担当させ、介護支援専門員は、具体的な取扱方針に沿って計画の作成を行う。	参酌すべき
	法定代理受領サービスに係る報告	市町村（国保連）に、居宅サービス計画に位置づけられている法定代理受領サービスに関する情報を文書（給付管理票）で提出する。	参酌すべき
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合等に、登録者に直近の居宅サービス計画及び実施状況の書類を交付する。	参酌すべき
	小規模多機能型居宅介護計画の作成	管理者は、介護支援専門員に計画書の作成に関する業務を担当させる。	参酌すべき
		小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。	参酌すべき
		介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。	参酌すべき
		計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスと宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。	参酌すべき
		介護支援専門員は計画の作成に当たって、その内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。	参酌すべき
		計画の作成後、実施状況と利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。	参酌すべき
	介護等	自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	参酌すべき
		利用者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従うべき
		食事その他の家事等は可能な限り利用者介護従業者が共同で行うよう努める。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	日常生活上必要な行政手続等について利用者・家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に利用者の家族との連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保するよう努める。	参酌すべき
	緊急時等の対応	従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
	運営規程	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業者の職種・員数・職務内容、③営業日・営業時間、④登録定員・利用定員、⑤サービスの内容・利用料等の費用の額、⑥事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく。	参酌すべき
定員の遵守	・災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。 ・通いサービス・宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により一時的に定員を超えることはやむを得ない。	参酌すべき	
非常災害対策	・非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 ・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。	参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。 ・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 	参酌すべき
	調査への協力等	市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う。	参酌すべき
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 ・運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 ・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。 	参酌すべき
	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り利用者がその居宅で生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努める。	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 ・利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③身体的拘束等に関する記録、④市町村への通知の記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑦報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、指定居宅介護支援事業所への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 ・事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない）。 	参酌すべき

5 認知症対応型共同生活介護（国の基準：第5章）

基準	対象	内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	共同生活住居ごとの介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上 ・夜間・深夜：夜勤職員(宿直勤務を除く)を当該時間帯を通じて1以上 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合は、当該事業所の職務に従事可能 ・1以上が常勤 	従うべき
		計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居ごとに保健医療又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識・経験を有し必要な研修を修了している者を専従配置（利用者の処遇に支障がない場合は、その共同生活住居の他の職務に従事可能） ・1以上は介護支援専門員とし、他の計画作成担当者の業務を監督する（併設小規模多機能型居宅介護事業所等の介護支援専門員との連携により効果的に運営し利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる）。 ・介護支援専門員でない計画作成担当者には、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等、認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験がある者を充てることができる。 	従うべき
	管理者	共同生活住居ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事可能）		従うべき
		特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了している。		従うべき
	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了している。		従うべき
	定員	共同生活住居の数：1又は2		標準
		共同生活住居の入居定員：5人以上9人以下		標準
		居室の定員：1人（利用者の処遇上必要な場合は、2人）		参酌すべき
	設備・備品等	居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活上で必要な設備を設ける。	居室の床面積：7.43㎡以上	従うべき
			居間・食堂は、同一の場所とできる。	参酌すべき
家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する。			参酌すべき	
運営基準（概要）	入退去	少人数による共同生活に支障がない認知症である要介護者に提供する。	参酌すべき	
		入居の際には、心身の状況・生活歴・病歴等の把握に努め、主治医の診断書等により認知症であることを確認し、入院治療を要する等サービス提供が困難な場合は、他の事業者・介護保険施設・病院・診療所の紹介等を行う。	参酌すべき	
		退去の際には、利用者・家族の希望をふまえた上で退居後の生活環境や介護の継続性に配慮して援助と適切な指導を行い、居宅介護支援事業者等への情報提供と保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。	参酌すべき	
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。		参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	認知症対応型共同生活 介護計画の作成	共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に計画作成業務を担当させる。	参酌すべき
		計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。	参酌すべき
		計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望等をふまえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標達成のための具体的サービス内容等を記載した計画を作成する。	参酌すべき
		計画作成担当者は、計画作成に当たり内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。	参酌すべき
		計画作成担当者は、計画作成後、そのユニットの他の介護従業者や他の居宅サービス等提供者と連携して実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。	参酌すべき
	介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援等適切な技術をもって行わなければならない。	参酌すべき
		利用者の負担で、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従うべき
		食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行う。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	利用者の趣味嗜好に応じた活動を支援する。	参酌すべき
		利用者・家族が必要な行政手続等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保する。	参酌すべき
	管理者による管理	同時に施設・居宅・地域密着型・介護予防・地域密着型介護予防サービスの事業所・病院・診療所・社会福祉施設の管理者であってはならない。 (事業所・施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障が無い場合は、この限りではない。)	参酌すべき
	勤務体制の確保等	利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した適切なサービスの提供に配慮した従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。	参酌すべき
	定員の遵守	災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。	参酌すべき
	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。 あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 	参酌すべき
	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に共同生活住居を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 事業者又はその従業者から、共同生活住宅からの退居者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③身体的拘束等に関する記録、④市町村への通知の記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑦報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	緊急時等の対応	従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。 	参酌すべき
	調査への協力等	市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う。	参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 ・運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 ・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。 	参酌すべき

6 地域密着型特定施設入居者生活介護（国の基準：第6章）

基準	対象	内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	生活相談員	・常勤で1以上（1人以上は常勤）	従うべき
		看護職員 ・ 介護職員	・合計数：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上 ・看護職員の数：常勤換算方法で1以上（1人以上は常勤） ・介護職員の数：常に1以上確保されること（1人以上は常勤） ・サテライト型は、常勤換算方法で1以上	従うべき
		機能訓練指導員	・1以上（他の職務にも従事できる）	従うべき
		計画策定担当者	・介護支援専門員：専従で1以上 ・利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務に従事できる併設事業所の介護支援専門員により利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。	従うべき
		サテライト型特定施設	サテライト型の生活相談員・機能訓練指導員・計画作成担当者は、次の本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。 ・介護老人福祉施設：支援相談員・理学療法士・作業療法士・介護支援専門員 ・病院：介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合のみ）	従うべき
			職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事可能	従うべき
	管理者	専従常勤（管理上支障が無い場合は、事業所の職務または同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事できる）	従うべき	
	設備・備品等	建物	耐火建築物または準耐火建築物（一定要件を満たす木造平屋建ても認められる）	参酌すべき
			一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する（他に利用者を一時的に移して介護を行う室が確保されている場合は一時介護室を、他に機能訓練を行う場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所・施設等の浴室・食堂を利用できる場合にあっては浴室・食堂を設けないことができる）。	参酌すべき
		介護居室	・定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人） ・プライバシー保護に配慮、介護を行える適当な広さ、地階に設けない。 ・出入口は、避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける。	参酌すべき
		一時介護室	介護を行うために必要な広さ	参酌すべき
		浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適している。	参酌すべき
		便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える。	参酌すべき
		食堂・機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さ	参酌すべき
			・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 ・消火設備その他の非常災害に対して必要な設備を設ける。	参酌すべき
	運営基準（概要）	内容及び手続の説明及び契約の締結等	入居申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約を文書により締結する。	従うべき
		入居者生活介護の提供の開始等	・正当な理由なく入居者生活介護の提供を拒んではならない。 ・事業者以外の者が提供する介護サービスの利用を妨げてはならない。	従うべき
			必要なサービスの提供が困難な場合は、適切な措置を速やかに講じる。	参酌すべき
法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意		有料老人ホームで入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意が条件であることを説明し、意思を確認する。	参酌すべき	
サービスの提供の記録		提供した具体的なサービスの内容等を記録し、開始年月日・施設の名称・終了年月日を、被保険者証に記載する。	参酌すべき	
地域密着型特定施設サービス計画の作成	管理者は、計画作成担当者に計画の作成業務を担当させる。	参酌すべき		
	計画作成担当者は、計画作成に当たっては、適切な方法による利用者の能力・環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営めるよう支援する上での課題を把握する。	参酌すべき		

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	地域密着型特定施設 サービス計画の作成	計画作成担当者は、利用者・家族の希望と把握した課題にもとづき、他の従業者と協議の上、目標・達成時期・サービス内容等を盛り込んだ原案を作成し、利用者・家族に対して説明して、文書により利用者の同意を得て交付する。	参酌すべき
		計画作成後も、他の従業者と継続的に連絡を行い、実施状況・課題を把握し、必要に応じて計画を変更する。	参酌すべき
	介護	自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上適切な方法により入浴させ、または清しきを行う。	参酌すべき
		心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。	参酌すべき
		食事・離床・着替え・整容等の日常生活上の世話を適切に行う。	参酌すべき
	機能訓練	心身の状況等に応じて日常生活に必要な機能の改善・維持のための訓練を行う。	参酌すべき
	健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し健康保持の適切な措置を講じる。	参酌すべき
	相談及び援助	心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ支援を行う。	参酌すべき
	利用者の家族との連携等	常に家族との連携を図り、利用者・家族との交流等の機会の確保に努める。	参酌すべき
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない）。 業務の全部又は一部を委託により他の事業者により行わせる場合は、業務の実施状況を定期的に確認し、結果等を記録する。 	参酌すべき
	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。 あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③身体的拘束等に関する記録、④市町村への通知の記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑦報告、評価、要望、助言等の記録ほかを整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 	参酌すべき
	緊急時等の対応	従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。 	参酌すべき	

7 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（国の基準：第7章）

基準	対象	内容等	類型	
人員基準（概要）	従業者の員数	医師	健康管理・療養上の指導を行うために必要な数（サテライト型は、本体施設の医師により入所者の健康管理が適切に行われる場合、置かないことができる。）	従うべき
		生活相談員	常勤で1以上（サテライト型は、常勤換算方法で1以上）	従うべき
		介護職員 ・ 看護職員	・介護職員・看護職員の総数：常勤換算方法で入所者数3人に対し1以上 ・看護職員：1以上で1人以上は常勤（サテライト型は、常勤換算方法で1以上） ・介護職員：1人以上は常勤	従うべき
		栄養士	1以上	従うべき
		機能訓練指導員	1以上（当該施設の他の職務に従事可能）	従うべき
		介護支援専門員	常勤専従で1以上（入所者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務に従事可能）	従うべき
		サテライト型 居住施設	サテライト型の生活相談員・栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員は、次の本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。 ・指定介護老人福祉施設：栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員 ・介護老人保健施設：支援相談員・栄養士・理学療法士・介護支援専門員 ・病院：栄養士（100床以上の病院の場合のみ）・介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合のみ）	従うべき
		事業所を併設する場合の人員基準の緩和（置かないことができる人員）	・短期入所生活介護事業所：医師・生活相談員・栄養士・機能訓練指導員 ・通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所：生活相談員・栄養士・機能訓練指導員 ・小規模多機能型居宅介護事業所と併設の地域密着型介護老人福祉施設で置かないことができる人員：介護支援専門員（併設短期入所定員は、本体施設の入所定員と同数を上限）	従うべき
設備基準（概要）	居室	従来型	ユニット型	
		定員：1人（提供上必要と認められる場合は2人）	定員：1人（提供上必要と認められる場合は2人） ※いずれかのユニットに属し共同生活室に近接して一体的に設ける ※ユニットの入居定員は概ね10人以下	参酌すべき
		入所者1人当たりの床面積：10.65㎡以上	入所者1人当たりの床面積：10.65㎡以上 （2人とする場合にあっては21.3㎡以上）	従うべき
			入居者同士の視線が遮断されれば、居室間の壁と天井との間に一定の隙間が生じていてもよい。	参酌すべき
		プザーまたはこれに代わる設備を設ける		参酌すべき
	静養室/共同生活室（ユニット型）	静養室：介護職員室または看護職員室に近接して設置	・共同生活室：いずれかのユニットに属し、入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状を有する。 ・床面積：2㎡にユニットの入居定員を乗じた面積以上必要な設備・備品を備える。	参酌すべき
	食堂・機能訓練室	必要な備品を備え、合計面積は3㎡に入所定員を乗じた面積以上（同一の場所でも可）		参酌すべき
	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの。		参酌すべき
	洗面設備	居室のある階ごと（ユニット型は居室または共同生活室ごと）に設け、要介護者が使用するのに適したもの。		参酌すべき
	便所	・居室のある階ごとに居室に近接して設置（ユニット型は居室または共同生活室ごと） ・プザーまたはこれに代わる設備を設け、要介護者が使用するのに適したもの。		参酌すべき
	医務室	診療所（サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける。）		参酌すべき
	廊下幅	1.5m以上（中廊下の幅は1.8m以上）（一部の幅を拡張すること等により、入所者・従業者等の円滑な往来に支障が生じないときは、これによらないことができる。）		参酌すべき
	消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける。		参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	サービス提供困難時の対応	入院治療を必要とするなどサービス提供が困難な場合は、病院・診療所・介護老人保健施設の紹介等を行う。	参酌すべき
	入退所	定員を超える申込がある場合、サービスの必要性が高い者の優先的入所に努める。	参酌すべき
		入所の際は、心身の状況・生活歴・病歴・居宅サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき
		心身の状況等に照らし、居宅で日常生活を営めるか、従業者間で定期的に検討する。	参酌すべき
		居宅で日常生活を営める入所者には、円滑な退所のために必要な援助を行う。	参酌すべき
		退所の際は、居宅サービス計画の作成等のため居宅介護支援事業者への情報提供や保健医療サービス・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録し、入退所年月日・施設の種別と名称を被保険者証に記載する。	参酌すべき
	地域密着型施設サービス計画の作成（※）	計画担当介護支援専門員は、計画作成に当たり、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民の自発的活動によるサービス等も含めて計画に位置付けるよう努める。	参酌すべき
		入所者・家族に面接し能力や環境等を評価、解決すべき課題を把握する。（アセスメント）	参酌すべき
		入所者の希望とアセスメント結果に基づき、家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の課題、目標・達成時期等を記載した計画原案を作成する。	参酌すべき
		サービス担当者会議や担当者に対する照会等により専門的な見地から意見を求め、原案の内容について入所者・家族に説明し文書により入所者の同意を得て計画を交付する。	参酌すべき
		計画作成後、実施状況を把握し（モニタリング）、必要に応じ計画を変更する。入所者・家族と担当者と継続的に連絡し、定期的に入所者に面接しモニタリング結果を記録する。	参酌すべき
		更新認定や変更認定を受けた場合は、サービス担当者会議や担当者に対する照会等により、計画変更の必要性について担当者に専門的な見地から意見を求める。	参酌すべき
	介護	1週間に2回以上、適切な方法により（ユニット型にあっては、精神的に快適な生活を営めるような観点から）入浴または清しきを行う。	参酌すべき
		心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助（ユニット型にあっては、支援）を行う。	参酌すべき
		おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に（ユニット型にあっては、排せつの自立を図りつつ、適切に）取り替える。	参酌すべき
		じょくそうが発生しないよう適切な介護を行い、発生予防のための体制を整備する。	参酌すべき
		離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。	参酌すべき
		常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。	従うべき
		入所者の負担により施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従うべき
		ユニット型にあっては、日常生活における家事を、心身の状況に応じて各人の役割をもって行うよう支援する。	参酌すべき
	食事	栄養、入所者の心身の状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。	参酌すべき
		入所者が可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援する。	参酌すべき
ユニット型にあっては、適切な方法により、食事の自立に必要な支援を行う。		参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	食事	ユニット型にあっては、生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、できる限り自立して食事を摂るよう必要な時間を確保するとともに、共同生活室で食事を摂ることを支援する。	参酌すべき
	相談及び援助	常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者・家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な支援を行う。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	教養娯楽設備等を備え、入所者のためのレクリエーション行事を行う。	参酌すべき
		必要な行政手続等を入所者・家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に家族との連携を図り、入所者・家族との交流等の機会を確保するよう努める。	参酌すべき
		入所者の外出の機会を確保するよう努める。	参酌すべき
		ユニット型にあっては、入所者の嗜好に応じた趣味等の活動の機会を提供し支援する。	参酌すべき
	機能訓練	心身の状況等に応じて日常生活に必要な機能の改善・維持のための訓練を行う。	参酌すべき
	健康管理	医師・看護職員は常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。	参酌すべき
	入所者の入院期間中の取扱い	病院・診療所に入院する必要があるが生じ、入院後概ね3月以内に退院することが明らかとなるときは、入所者・家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所できるようにする。	従うべき
	管理者による管理	専従常勤（管理上支障が無い場合は、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事できる。）	従うべき
	計画担当介護支援専門員の責務	入所に際し心身の状況・生活歴・病歴・指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。	参酌すべき
		心身の状況や環境等に照らし居宅で日常生活を営めるかどうか定期的に検討し、居宅で日常生活を営める入所者に対し、円滑な退所のために必要な援助を行う。	参酌すべき
		退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業所に情報を提供し、保健医療サービス・福祉サービスを提供する者と密接に連携する。	参酌すべき
		身体的拘束等の態様・時間・入所者の心身の状況や緊急やむを得ない理由、苦情の内容等、事故の状況と事故に際して採った処置について記録する。	参酌すべき
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない）。 	参酌すべき	
	<ul style="list-style-type: none"> ユニット型にあっては、①昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、②夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員、③ユニットごとに、常勤のユニットリーダー、をそれぞれ配置する。 ユニット型にあっては、事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない）。 	従うべき	
定員の遵守	災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員（ユニット型にあっては、ユニットごとの入居定員）及び居室の定員を超えて入居させてはならない。	参酌すべき	
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずる。 	参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	協力病院等	<ul style="list-style-type: none"> 入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を定める。 あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 	参酌すべき
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> サービス従業者（であった者）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。 指定事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する場合は、入所者の同意をあらかじめ文書により得ておく。 	従うべき
	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 	参酌すべき
	事故の発生防止及び発生時の対応	<p>事故の発生又は再発防止のため、次に定める措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事故発生の防止のための指針を整備 ②事故等が発生した場合、当該事実が報告され、従業者に改善策の周知徹底を図る体制を整備 ③事故発生防止のための委員会、従業者に対する研修の実施 	従うべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③身体的拘束等に関する記録、④市町村への通知の記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	管理者の責務（★）	<p>管理者は、事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>	参酌すべき
	非常災害対策（★）	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。</p>	参酌すべき
	地域との連携（★）	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。 	参酌すべき

(※) 印は、地域密着型介護老人福祉施設の場合のみ適用

(★) 印は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合のみ適用

8 複合型サービス（国の基準：第8章）

基準	対象		内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	日中	通いサービス提供：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上	従うべき	
			訪問サービス提供：常勤換算方法で2以上（1以上は保健師、看護師又は准看護師）	従うべき	
		夜間・深夜	・サービス提供に当たる従業者：夜間・深夜の時間帯を通じて1以上 ・宿直勤務に当たる従業者：必要な数以上	従うべき	
			宿泊サービスの利用者がいない場合：夜間・深夜の訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務または夜勤を行う従業者を置かないことができる。	従うべき	
		従業者のうち1以上の者は常勤の保健師又は看護師		従うべき	
		看護職員	常勤換算方法で2.5人以上（1以上は保健師・看護師又は准看護師）	従うべき	
	管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる）		従うべき	
		特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定小規模多機能居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所等の従業者または訪問介護員として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。		従うべき	
	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定小規模多機能居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。		従うべき	
	登録定員・利用定員	登録定員	25人以下	標準	
		通いサービス利用定員	登録定員の2分の1から15人までの範囲内	標準	
		宿泊サービス利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内	標準	
	設備・備品等	居間・食堂・台所・宿泊室・浴室・消火設備等の非常災害に際して必要な設備、サービス提供に必要な設備と備品等を備える	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ	参酌すべき
			宿泊室	個室の定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人）	参酌すべき
				個室の床面積：7.43㎡以上（ただし病院・診療所である場合は、6.4㎡以上）	従うべき
個室以外の宿泊室：合計面積が1人当たりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間は面積に含めてよい）				参酌すべき	
家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する		参酌すべき			
運営基準（概要）	主治の医師との関係	常勤の看護師等は、主治の医師の指示に基づき看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。		従うべき	
		看護サービスの提供の開始に際し、医師の文書による指示を文書で受けなければならない。		従うべき	
		事業所が、病院又は診療所である場合には、サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。		従うべき	
	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	管理者は、介護支援専門員にサービス計画の作成業務を、看護師等にサービス報告書の作成業務を担当させ、介護支援専門員は、計画の作成に当たり、利用者や看護師等と密接な連携を図りつつ行う。		参酌すべき	
		介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえ、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成する。		参酌すべき	

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	介護支援専門員及び看護師等は、計画を基本としつつ、利用者の日々の様子、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行う。	参酌すべき
		介護支援専門員は計画の作成に当たって、その内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付しなければならない。	参酌すべき
		事業者は、計画の作成後、実施状況と利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。	参酌すべき
		看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書を作成しなければならない。	参酌すべき
	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。 従業者が看護職員の場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行う。 	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②身体的拘束等に関する記録、③主治医による指示文書、⑤複合型サービス報告書、⑥提供した具体的なサービスの内容等の記録、⑦市町村への通知の記録、⑧苦情の内容等の記録、⑨事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑩報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 	参酌すべき
	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、指定居宅介護支援事業所への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を居宅サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。 事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供する（利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない）。 	参酌すべき
	心身の状況等の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき
	居宅サービス事業者等との連携	居宅サービス事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者・主治医等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に、情報を提供する。	参酌すべき
	身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービス提供にあたるものは身分を証する書類を携行し、面接時、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する。	参酌すべき
	居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成業務を担当させ、介護支援専門員は、具体的取扱方針に沿って計画の作成を行う。	参酌すべき
	法定代理受領サービスに係る報告	市町村（国保連）に、居宅サービス計画に位置づけられている法定代理受領サービスに関する情報を文書（給付管理票）で提出する。	参酌すべき
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合等に、登録者に直近の居宅サービス計画・実施状況の書類を交付する。	参酌すべき
	介護等	自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	参酌すべき
		利用者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせてはならない	従うべき
		食事等の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	日常生活上必要な行政手続等について利用者・家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に利用者の家族との連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保するよう努める。	参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	運営規程	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業員の職種・員数・職務内容、③営業日・営業時間、④登録定員・利用定員、⑤サービスの内容・利用料等の費用の額、⑥事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく。	参酌すべき
	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。 ・通いサービス・宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により一時的に定員を超えることはやむを得ない。 	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 ・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。 	参酌すべき
	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。 ・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 	参酌すべき
	調査への協力等	市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う。	参酌すべき
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域の住民代表及び医療関係者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。 ・運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。 ・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。 	参酌すべき
	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り利用者がその居宅で生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努める。	参酌すべき

【各サービスにおける運営基準の共通事項】

対象	内容等	類型
内容及び手続の説明及び同意 (第6章は除く)	あらかじめ利用申込者または家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に係る重要事項を文書で説明、同意を得て、提供を開始する。	従うべき
	重要事項を記した文書の交付は、利用申込者又は家族の同意を得て、電磁的方法により提供することができる。	参酌すべき
提供拒否の禁止 (第6章は除く)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	従うべき
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無や有効期間を確認する。 被保険者証に認定審査会意見の記載があるときは、それに配慮してサービスを提供する。 	参酌すべき
要介護認定の申請の援助	認定申請を行っていない利用申込者の申請(必要な場合の更新認定の申請)を援助する。	参酌すべき
利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。 あらかじめ利用者・家族に対し、サービスの内容・費用について説明を行い、利用者の同意を得て、利用者負担させることが適当と認められる費用(※サービス種類ごとに定められている)の支払いを利用者から受けることができる。 	参酌すべき
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合、内容、費用額等を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。	参酌すべき
利用者に関する市町村への通知	利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護状態の程度を悪化させたときや不正な受給があるとき等は、意見を付け市町村に通知する。	参酌すべき
管理者の責務 (第1-2、2、7章は除く)	管理者は、事業所の従業員の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	参酌すべき
運営規程 (第4、8章は除く)	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業員の職種・員数・職務内容、③サービスの内容・利用料等の費用の額、④緊急時等における対応方法又は非常災害対策、⑤その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく(※定めるべき事項はサービスにより異なる)。	参酌すべき
衛生管理等 (第1-2、2、7章は除く)	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。 設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。 	参酌すべき
掲示	見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制等利用申込者のサービス選択に係る重要事項を掲示する。	参酌すべき
秘密保持等 (第7章は除く)	<ul style="list-style-type: none"> サービス従業者(であった者)は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。 サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。 	従うべき
広告	広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべき
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (第5、7章は除く)	事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌すべき
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置等し、苦情の内容等を記録する。 市町村からの文書等の物件の提出・提示の求めや質問・照会に応じ、市町村・国保連が行う調査に協力するとともに、市町村・国保連から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 市町村・国保連から求められた場合には、その改善の内容を報告する。 	従うべき
事故発生時の対応 (第7章は除く)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。 	従うべき
会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	参酌すべき